

令和6年12月から水道料金を値上げします

水道料金の改定の背景

水道事業の経営は、税金ではなく皆様からの水道料金等で賄っています。人口減少や節水機器の普及などによる水需要の低下により、使用水量は年々減少傾向にあり、水道料金による収入も減少が続いている状況です。

また、水道施設は老朽化が進み、漏水や断水の発生件数が増加しています。今後はこれらの施設を計画的に更新する費用が必要です。

将来にわたり安全・安心な水道水を安定してお届けするため、水道料金を令和6年(2024年)12月1日から改定(値上げ)させていただきます。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、今回は水道料金と併せてお支払いいただいております下水道使用料の改定はありません。

水道料金改定の内容

■水道料金を平均で2.2%値上げします。

・平均改定率であるため、水道メーターの口径の大きさ、使用水量により改定率は違ってきます。

■口径別の料金体系へ移行します。

・現在一律である基本料金から、使用する水道メーターの口径の大きさにより、基本料金に差をつける口径別料金体系に変更し、公平性を確保します。

新水道料金体系表(2か月・税抜き)

区分	水量	口径	金額		差額
			改定前	改定後	
基本料金	20 m ³ まで	13mm	2,000 円	2,500 円	500 円
		20mm		2,600 円	600 円
		25mm		2,800 円	800 円
		30mm		3,100 円	1,100 円
		40mm		5,000 円	3,000 円
		50mm		13,000 円	11,000 円
		75mm		30,000 円	28,000 円
		100mm		50,000 円	48,000 円
		200mm		90,000 円	88,000 円
超過料金 (1 m ³ につき)	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	口径の大きさによらず	120 円	145 円	25 円
	40 m ³ を超え 60 m ³ まで		140 円	165 円	25 円
	60 m ³ を超え 100 m ³ まで		160 円	190 円	30 円
	100 m ³ を超え 200 m ³ まで		180 円	215 円	35 円
	200 m ³ を超え 400 m ³ まで		200 円	240 円	40 円
	400 m ³ を超え 1,000 m ³ まで		220 円	260 円	40 円
	1,000 m ³ を超えるもの		240 円	280 円	40 円

※ご自身の水道メーターの口径、使用水量は検針時にお届けしている「水道使用量等のお知らせ」をご確認ください。

水道料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税を加えた額となります

【水道料金の計算例】 2か月で48 m³水を使用した場合（口径13mm）の計算方法は次のとおりです。

区分		改定前			改定後		
		単価 A	使用水量 C	料金 A×C	単価 B	使用水量 C	料金 B×C
基本料金	口径13mm		20 m ³	2,000 円		20 m ³	2,500 円
超過料金	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	120 円	20 m ³	2,400 円	145 円	20 m ³	2,900 円
	40 m ³ を超え 60 m ³ まで	140 円	8 m ³	1,120 円	165 円	8 m ³	1,320 円
合計			48 m ³	5,520 円		48 m ³	6,720 円
水道料金		5,520 円×1.1(消費税)=6,072 円			6,720 円×1.1(消費税)=7,392 円 増額分 1,320 円		

人数別使用量の目安(2か月・税込み)

水道メーター口径	13mm				
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
使用水量	16 m ³ /2か月	32 m ³ /2か月	48 m ³ /2か月	64 m ³ /2か月	80 m ³ /2か月
改定後	2,750 円	4,664 円	7,392 円	10,406 円	13,750 円
改定差額	550 円	880 円	1,320 円	1,782 円	2,310 円

水道メーター口径	20mm				
世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
使用水量	16 m ³ /2か月	32 m ³ /2か月	48 m ³ /2か月	64 m ³ /2か月	80 m ³ /2か月
改定後	2,860 円	4,774 円	7,502 円	10,516 円	13,860 円
改定差額	660 円	990 円	1,430 円	1,892 円	2,420 円

※下水道をお使いの場合は水道料金に加え、下水道使用料がかかります。

新料金の適用時期

従前から使用している方の新料金適用は次のとおりです。

偶数月検針…令和7年2月請求分(令和6年12月上旬から令和7年2月上旬までの使用分)
奇数月検針…令和7年3月請求分(令和7年1月上旬から令和7年3月上旬までの使用分)

検針月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
偶数月検針	○ 検針日	← 旧料金 →	○ 検針日	← 新料金 →	● 検針日	
奇数月検針		○ 検針日	← 旧料金 →	○ 検針日	← 新料金 →	● 検針日

料金改定 令和6年12月1日

● 新料金適用

※令和6年12月1日以降に水道を利用開始される方は新料金が適用となります。



(▲羽生市 HP)

水道料金等の詳細は市のHPに掲載しています。

《問合せ先》
羽生市まちづくり部水道課
羽生市大字下羽生 134 番地
TEL : 048-561-0969 FAX : 048-561-0949